

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第31号

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当」に改め、「額は」の次に「、旅行雑費を職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）に定める額とし、その他については」を加える。

第5条第2項中「（昭和30年葛飾区条例第10号）」を削る。

別表第2旅費の額の欄を次のように改める。

旅費の額
国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）に定める内閣総理大臣等相当額
国家公務員等の旅費に関する法律施行令及び国家公務員等の旅費支給規程に定める指定職職員等相当額

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。